

京都大学大学院薬学研究科の組織に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略) (統合薬学フロンティア教育センター) 第8条 薬学研究科に、附属の教育施設として、<u>統合薬学フロンティア教育センター</u>を置く。 2 <u>統合薬学フロンティア教育センター</u>に長を置き、研究科長が兼ねるものとする。 3 <u>統合薬学フロンティア教育センター</u>長は、<u>統合薬学フロンティア教育センター</u>の業務をつかさどる。 (後 略)</p>	<p>(統合薬学教育開発センター) 第8条 薬学研究科に、附属の教育施設として、<u>統合薬学教育開発センター</u>を置く。 2 <u>統合薬学教育開発センター</u>に長を置き、研究科長が兼ねるものとする。 3 <u>統合薬学教育開発センター</u>長は、<u>統合薬学教育開発センター</u>の業務をつかさどる。</p> <p>附 則 この規程は、平成23年4月1日から施行する。</p>